

西条市農業委員会 令和元年度 第11回総会 議事録

1. 日 時 令和2年2月5日(水) 午後2時00分から午後2時26分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 23名 欠席者 7名 出席率 76.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	9番	長谷川孝師	17番 青野 武
	2番	明比 典正	10番	一色 司	18番 佐伯 賢造
	3番	徳増 靖記	12番	越智 兼正	19番 玉井 一男
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	20番 佐伯 祐介
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	21番 玉井 明
	6番	白石利恵子	15番	山内 隆	22番 戸田 博明
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親

○欠席者氏名

23番 真鍋 美鈴

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	21番	高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	24番	石川 清幸
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	25番	渡部 靖
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	26番	越智 勝邦
	6番	伊藤 龍二	16番	瀬良 隆彦	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	18番	武田 喜義	29番	曾我 敏数
	10番	安藤 英利	19番	真鍋 幸正		

○欠席者氏名

2番 石橋 和敏 7番 日野 哲也 11番 栗田 房信 20番 高橋 正
22番 佐伯 美一 23番 永井 正幸 30番 今井 文雄

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 松木淳

事務局次長 今宮雅子

事務局副主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和元年度 第11回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございます。それでは議事に入ります。その前に、申し訳ございませんが議案書の差し替えがございます。2ページ、3条関係の差し替えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今から、令和元年度 第11回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
佐伯 祐介 委員、玉井 明 委員の両委員をお願いいたします。
なお、欠席届が、農業委員の23番 真鍋美鈴 委員から、また、
推進委員から、2番 石橋和敏 委員、7番 日野哲也 委員、
11番 栗田房信 委員、20番 高橋正 委員、22番 佐伯
美一 委員、23番 永井正幸 委員、30番 今井文雄 委員、
以上7名から出ておりますので、ご報告いたします。
ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等
に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりま
すので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の 渡邊、越智の両君をお願いいたしま
す。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可
申請について を議題といたします。
議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 事務局の今宮です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

150号は、〇〇の 〇〇 氏が、競売により落札した農地につ
いて、経営規模拡大のため、所有権の移転を受けようとする申請で
ございます。

151号は、〇〇の 〇〇 氏が、競売により落札した農地につ
いて、経営規模拡大のため、所有権の移転を受けようとする申請で
ございます。

152号は、譲渡人との再交渉のため取り下げ願が出ております。

153号は、〇〇の 〇〇 氏が、借地の購入のため、〇〇の 〇
〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

154号は、譲渡人との再交渉のため取り下げ願が出ております。

155号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇
〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

156号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇

○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

157号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

158号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

159号は、○○の ○○ 氏が、小作地解放のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

160号は、○○の ○○ 氏が、○○の ○○ 氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

161号は、○○の ○○ 氏が、経営規模拡大のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

162号は、○○の ○○ 氏が、新規就農のため、○○の ○○ 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

162号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。

地区委員

(地区委員説明)

今回の新規就農希望者につきまして、1月24日に丹原総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、玉井農業委員及び私、渡部です。当案件の申請人は○○の○○氏、○○才であります。○○氏は、○○市で生活をしていましたが、子育てや将来のことを考え、結婚を機に実家のある西条市で農業をしながらの生活を決意し、移住してきました。実家は○○ですが、空き家バンク登録の○○氏から住居も含めて、○○の農地○○㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、レモンやゆず、ナツメ、アンズなどです。また、株式会社○○の世話により、西条産の農作物を使って加工販売の準備を進めています。今後は、県立農業大学校で農業担い手支援塾に参加し、また県農業指導士の○○氏から果樹栽培の指導を受ける予定です。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し、面接を終了しました。○○氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
以上11件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
それでは、150号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

地区委員 150号、151号、問題ありません。
153号 問題ありません。
155号 問題ありません。
156号、157号、問題ありません。
158号、159号、160号、問題ありません。
161号 問題ありません。
162号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
『異議なし』ということでありますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による、許可申請に対する意見の決定について を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

23号は、〇〇の 〇〇 氏 が、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 以上1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員	異議なし
議 長	他に、ご意見ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
	農地法第5条関係
議 長	次に、9ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	それでは、ご説明させていただきます。 10ページをお願いいたします。
	149号および150号は、の 株式会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏 から所有権の移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
	151号は、〇〇の 〇〇 氏 が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
	152号は、〇〇の 有限会社〇〇 が、〇〇の 〇〇 氏 から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
	153号は、〇〇の 〇〇株式会社 が、〇〇の 〇〇 氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。
	154号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
	155号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から 所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
	156号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。
	157号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。
	158号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏外2名から

所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

159号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 以上、11件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
149号から順次お願いいたします。

地区委員 149号、150号 問題ありません。
151号 問題ありません。
152号、問題ありません。
153号、154号 問題ありません。
155号 問題ありません。
156号 問題ありません。
157号 問題ありません。
158号、159号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
14ページをお願いいたします。

12号は、〇〇の 〇〇株式会社が、〇〇の 〇〇 氏外1名から所有権移転を受け、宅地分譲を行おうと、平成31年3月の総会でご審議いただき、進達・許可された案件でございますが、事業内容の変更により、当初予定の12区画から11区画に変更するため、変更承認を受けようとするものでございます。

13号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとして、令和元年10月の総会でご審議いただき、進達・許可された案件でございますが、〇〇で転用事業を進めることになったため、変更承認を受けようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議 長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議 長 次に、16ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから、39ページとなっ

ております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、140件、面積は、41万2,858.00㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、14件、面積は、38,189.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上のような内容でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、議案書36ページ、申請番号4312番については、新規就農者であり、先日面接を行いましたので、地区委員より報告をお願いいたします。

地区委員 (地区委員報告)

今回の新規就農希望者につきまして、1月24日に〇〇総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、渡部推進委員及び私、玉井です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇才であります。〇〇氏は、〇〇生まれの〇〇育ちであります。将来、地方での農業経営をしたいと考え、移住を求めて西条市を訪れました。市、県東予地方局や株式会社〇〇の協力により令和元年6月に移住してきました。地元農業者の〇〇氏から〇〇の農地〇〇㎡を利用権設定で借り受け、就農しようとするものです。予定している作目は、紅マドンナ、レモンです。現在、農業経験を積むため、株式会社〇〇の世話で近隣の農業者と情報交換や農作物の手伝いをしています。将来は、ぶどう、柑橘を中心とした果樹栽培と地域の農作物に付加価値を付けた観光農園の開設を目指しています。今後は、県立農業大学校で農業担い手支援塾に参加し、また県農業指導士の〇〇氏から果樹栽培の指導を受ける予定です。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し、面接を終了しました。〇〇氏の就農及び利用権設定については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

以上のような内容ですが、委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、議案書40ページ、報告承認案件について、内容を事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和元年12月14日から、令和2年1月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を52件受理いたしております。

また、〇〇地区における、県営土地改良事業の非農用地区域の設定についての現況証明願いを1件、受理いたしております。

ご了承をお願いいたします。

議 長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ないようでございますので、以上で、報告・承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。この際、他に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。

慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

原案承認

議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和2年2月5日 午後2時26分